

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年1月27日(2025.1.27)

【公開番号】特開2024-102139(P2024-102139A)

【公開日】令和6年7月30日(2024.7.30)

【年通号数】公開公報(特許)2024-141

【出願番号】特願2024-70307(P2024-70307)

【国際特許分類】

A 61K 45/00(2006.01)

10

A 61K 31/44(2006.01)

A 61K 9/107(2006.01)

A 61K 9/20(2006.01)

A 61K 9/22(2006.01)

A 61K 9/48(2006.01)

A 61K 9/52(2006.01)

A 61K 9/58(2006.01)

A 61K 47/08(2006.01)

A 61K 47/12(2006.01)

A 61K 47/20(2006.01)

20

A 61K 47/26(2006.01)

A 61K 47/32(2006.01)

A 61K 47/38(2006.01)

A 61P 25/00(2006.01)

A 61P 25/08(2006.01)

A 61P 25/16(2006.01)

A 61P 43/00(2006.01)

【F I】

A 61K 45/00

30

A 61K 31/44

A 61K 9/107

A 61K 9/20

A 61K 9/22

A 61K 9/48

A 61K 9/52

A 61K 9/58

A 61K 47/08

A 61K 47/12

A 61K 47/20

A 61K 47/26

40

A 61K 47/32

A 61K 47/38

A 61P 25/00

A 61P 25/08

A 61P 25/16

A 61P 43/00 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和7年1月17日(2025.1.17)

【手続補正1】

50

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

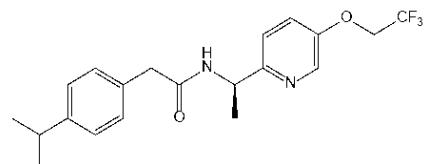
【特許請求の範囲】

【請求項1】

運動障害を有するヒトの処置に使用するための、前記ヒトに1日1回、経口剤形で投与される、Cav3アンタゴニストを含む医薬組成物であって、

前記Cav3アンタゴニストが、CX-8998

【化1】



10

またはその薬学的に許容される塩であり、

前記医薬組成物が、前記Cav3アンタゴニストを含む制御放出成分、及び任意で前記Cav3アンタゴニストを含む即時放出成分を含み、

20

前記医薬組成物が、ヒトに1日1回投与される場合に、投与の24時間後における前記Cav3アンタゴニストの平均血漿濃度で除算した前記Cav3アンタゴニストの最大血漿濃度(Cmax)(

【化2】

$\frac{C_{max}}{24\text{ 時間後の血漿濃度}}$

)を約1.0～約5.0に維持するのに有効である、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記医薬組成物がヒトに1日1回投与される場合に、投与の24時間後における前記Cav3アンタゴニストの平均血漿濃度で除算した前記Cav3アンタゴニストの最大血漿濃度(Cmax)(

30

【化3】

$\frac{C_{max}}{24\text{ 時間後の血漿濃度}}$

)を約1.0～約4.0に維持するのに有効である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記医薬組成物がヒトに1日1回投与される場合に、投与の24時間後における前記Cav3アンタゴニストの平均血漿濃度で除算した前記Cav3アンタゴニストの最大血漿濃度(Cmax)(

40

【化4】

$\frac{C_{max}}{24\text{ 時間後の血漿濃度}}$

)を約1.0～約3.0に維持するのに有効である、請求項1又は2に記載の医薬組成物

50

【請求項 4】

前記 C a v 3 アンタゴニストの前記血漿濃度が定常状態での血漿濃度である、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記 C a v 3 アンタゴニストが塩酸塩である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記制御放出成分が、前記 C a v 3 アンタゴニスト又はその薬学的に許容される塩を含む複数の粒子を含み、p H 感受性腸溶性ポリマーを含むコーティングを含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の経口剤形。

10

【請求項 7】

前記 p H 感受性腸溶性ポリマーは、溶解 p H が p H 約 5 . 5 ~ p H 約 7 である、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記 p H 感受性腸溶性ポリマーは、溶解 p H が p H 約 7 である、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記制御放出成分中の前記粒子がビーズである、請求項 6 ~ 8 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

20

【請求項 10】

前記医薬組成物が、前記 C a v 3 アンタゴニスト又はその薬学的に許容される塩を含む即時放出成分を含有する、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記即時放出成分を約 4 0 % 及び前記制御放出成分を約 6 0 % 含む、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記即時放出成分が前記 C a v 3 アンタゴニスト又はその薬学的に許容される塩を含む複数の粒子を含み、場合により前記即時放出成分中の前記粒子がビーズである、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

30

【請求項 13】

前記即時放出成分及び前記制御放出成分のそれぞれがラクトースー水和物をさらに含む、請求項 10 ~ 12 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

前記運動障害が、本態性振戦又はパーキンソン病に関連する振戦である、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

前記運動障害が本態性振戦である、請求項 14 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

前記運動障害がパーキンソン病に関連する振戦である、請求項 14 に記載の医薬組成物。

40

【請求項 17】

前記処置が、パーキンソン病に関連する振戦を低減又は除去するのに有効である、請求項 16 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

前記患者の自覚めの 4 時間以内に投与される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

前記ヒトが成人である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記成人が 18 歳以上である、請求項 16 に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

前記医薬組成物の単位用量が前記 C a v 3 アンタゴニスト又はその薬学的に許容される

50

塩を約0.5m g ~ 約2.0m g 含む、請求項1に記載の医薬組成物。

10

20

30

40

50